

(趣旨)

第1条 八王子市（以下「市」という。）における消費者教育について、参加者に意見又は助言を求めるため、八王子市消費者教育推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関すること
- (2) 消費者教育推進計画の策定と改定、及び評価に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 会議は、参加者16人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 八王子市消費生活審議会委員
- (2) 八王子市立小・中学校長
- (3) 八王子市教育委員会事務局学校教育部統括指導主事
- (4) 八王子市市民部長
- (5) 八王子市市民部消費生活センター所長
- (6) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(会議への参加期間)

第4条

会議への参加を依頼する期間は、2年以内とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、消費生活センターにおいて行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年（2026年）3月31日限り、その効力を失う。